

監査要点：寄付行為の目的を達成する為、経済的かつ効果的な事業運営が行われているか。

- ① 栽培漁業センターの納品書に納品月日、また検収月日欄に検収月日が記載されていないものがある。上記月日は購入時点確定のためにも必ず記入すべきである。【指摘】
- ② 平成9年度から13年度の業務委託費につき、一部の業者への支払額が突出していた。業務の専門性から特定の業者との随時契約が結ばれたことによるものだが、金額の妥当性についての検証システムを構築し、コストの削減といった観点からの価格交渉も必要である。【意見】
- ③ 餌料購入に際し、業者選定の理由を示す資料が整理されていない。選定理由を明確にするためにも、合い見積もり等業者選定の合理性を示す資料を保管しておくべきである。【意見】
- ④ 種苗の成長に合わせ、餌料を購入することから、現在はその都度ごとに購入決裁を受けているが、手続きの簡素化、購入単価の値下げ交渉といった点からも購入頻度を少なくする工夫も必要である。【意見】
- ⑤ 三重県が推進する栽培漁業のブランドを高めるためにも、餌料の安全性、品質の開示が必要である。【意見】
- ⑥ 水産事業団の事業所は浜島町及び尾鷲市にあり、書類の受け渡し等のための移動に時間を費やしている。例えば、社内メール等の整備を考えたうえでもよいのではないかと。【意見】
- ⑦ 就業規則に育児休業規程、介護休業規程等が欠落している。これらの規程整備が必要である。【指摘】

監査要点：資産の管理が適切になされているか。

- ① 現金保有の機会はないが、皆無ではないことから、現金出納帳に代わる管理簿の作成は必要である。【意見】
  - ② 納入先との注文書・納品書・注文書・注文書・注文書の取り交わしを失念したことがあったので、書面の作成・締結・交付について再確認が必要である。【指摘】
  - ③ 受取手形は期日入金時に会計処理をしている。これは、事業団の会計処理規程に定める「金銭に準じて扱う」との条項に反しており改善が必要である。また、事業の拡大に伴い、信用供与が多くなることが考えられる。与信管理の手法も採用することを考えておく必要がある。【指摘】
- 三重県からの無償借用資産に対し損害保険が未加入の状態である。火災等のリスクに備えるために、保険加入が不可欠である。【指摘】

- ① 水産振興事業団では、平成15年度から検収月日の記載の徹底により、適正な事務処理の徹底に努めました。平成16年度以降も適正な事務処理について指導します。
- ② 業務委託については、金額の妥当性についての検証システムの構築や、指名競争入札の導入等検討し、水産振興事業団では、平成15年度から実施しました。
- ③ 水産振興事業団では、平成15年度から業者選定にあたっては、選定理由を明らかにするため、合い見積もり等業者選定の合理性を示す資料等を整理保管しました。平成16年度以降も資料の保管について指導します。
- ④ 餌料の購入にあたっては、一回の購入量を増やすことにより、餌料保管庫が必要になったり、餌料を余らせていたりという余分な経費がかかる恐れがあるため、総合的な見地から経済的な物品購入に努めるよう指導します。
- ⑤ 餌料の安全性・品質の開示については、養殖魚の飼育履歴情報の記載・開示等に関するマニュアル作成を行っており、今後は、栽培漁業においても適応を検討します。
- ⑥ 水産振興事業団では、社内メール等の整備し、事務の効率化を図りました。
- ⑦ 水産振興事業団で、指摘事項を考慮し、育児休業規程、介護休業規程等を含めた就業規則を整備しました。

- ① 水産振興事業団では、平成15年度から管理簿を作成し出納管理を行ってまいります。平成16年度以降も適正な現金出納管理について指導します。
  - ② 平成15年度から注文書を取り交わし、受注するように徹底しました。
  - ③ 水産振興事業団では、平成15年度から受取手形受払簿によって受取手形の管理を行ってまいります。平成16年度以降も会計処理規程の遵守を指導します。
- 保険加入について他の類似機関の損害保険への加入状況を調査した結果、他の類似機関でも保険に未加入であったことから、保険加入については引き続き検討してまいります。

- ① 栽培漁業センターにおいて放流されている水産動物は、無主物として取り扱われることから、栽培漁業は公共事業としての性格を強く帯びていると言えます。今後は行政財産としての位置づけに努力していきまします。しかし、当面は果が無償貸与している県有財産については、貸し主

② 有形固定資産の計上基準が会計単位ごとで異なっている。会計処理規程に従い、統一した処理が必要である。また、経費処理した資産につき、両センターではラベルを添付し現物管理をしているが、本部ではそれがなされていない。本部での管理体制を改善すべきである。【指摘】

③ 漁業振興基金で279千円の、また栽培漁業振興基金で1,052千円の有形固定資産の除却処理につき、会計処理規程による承認手続きがなされていない。【指摘】

側と借り主側双方の負担を明確にした特約条項の整備を検討しており、平成16年度中には適正な処理を行います。

② 平成15年度から水産振興事業団本部でもラベルを添付した管理を実施しています。平成16年度以降も引き続き有形固定資産の計上基準を統一したものとするとするよう指導します。

③ 水産振興事業団では、平成15年度から会計処理規程による承認手続きを行ってまいります。平成16年度以降も会計処理規程による承認手続きがなされるよう指導します。

第3 監査結果に添えて出す意見

① 水産振興事業団におけるたな卸資産の認識並びに財務諸表への開示各センターでの魚介類の種苗生産事業や中間育成事業で翌年度へ繰越すこととなる未消費の原材料等については、たな卸資産として認識、測定、評価する必要はある。

例えば、平成13年度末現在でたな卸資産として残っていたであろうアワビについて金額評価すると、約23百万円～48百万円と計算される。評価方法、たな卸数量の把握、財務諸表への表示等、検討すべき点も多いが、事業収入と事業費用の合理的対応、一層の原価意識高揚のためにもたな卸資産の認識が必要である。

② 栽培漁業に関する受益者負担減少する予算規模の中で、水産振興事業団の目指す「つくり育てる漁業」への期待は増大している。栽培漁業の直接の受益者より応分の負担を求め方法が水産庁の中間とりまとめの中で謳われている。水産振興事業団の中期経営計画の中にも適正な受益者負担のあり方が示されており、具体的な各種施策の施行段階に入ってきている。計画を実行可能とするための事前準備とそれに向けての体制の整備及び効果測定するため、計数把握の仕組みを早期に確立することが必要である。

① 尾鷲栽培漁業センターでは、たな卸資産の財務諸表への表示等を平成14年度決算から実施しています。平成15年度決算以降もたな卸資産の財務諸表への表示を指導します。

② 水産振興事業団では、平成14年度に受益者負担のあり方検討会を組織し、対象魚種、協力金額、徴収方法、周知方法等に検討を進めるとともに、平成15年度には遊漁者からの協力を得るために遊漁船業者等に対して種苗放流の現状等を説明会の開催を行いました。さらに、平成16年1月から試行的に遊漁船業者の事務所等に募金箱を設置し、遊漁者からの協力を募っているところです。今後は、平成16年度も検討会の作業部会による検討を引き続き実施し、平成17年度から受益者負担の徴収を行う予定です。

## 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 16 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 特定役務の名称 三重県立看護大学清掃管理業務委託契約
- 2 担当部局 三重県津市夢が丘 1 丁目 1 - 1  
三重県立看護大学
- 3 落札決定日 平成 16 年 3 月 23 日（火）
- 4 落札者 東京都新宿区下落合 2 - 5 - 1  
株式会社明和産業 代表取締役 濱田 芳郎
- 5 落札金額 32,445,000 円（うち消費税及び地方消費税額 1,545,000 円）
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成 16 年 2 月 10 日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 16 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 名称  
三重県環境総合情報システム一式の賃貸借契約
- (2) 借入物品の特質等  
借入物品の性能等に関し、入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有していることが必要です。
- (3) 賃貸借期間  
平成 16 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日まで（5 年間）とします。
- (4) 納入期限  
平成 16 年 9 月 1 日までとします。
- (5) 納入場所  
知事が別に指定する場所（入札説明書（仕様書）のとおり）

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加を希望する者は、次の(1)から(6)までに掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（昭和 39 年三重県規則第 15 号。以下「規則」といいます。）第 60 条第 2 項に規定する物件関係入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成 10 年 4 月 1 日施行）により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (6) 過去 5 年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体及びこれに準ずる団体と種類及び規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局  
〒 512-1211 三重県四日市市桜町 3690 - 1  
三重県環境学習情報センター  
（三重県環境森林部環境活動室 環境学習情報センター駐在）

電話 0593-29-2000

ファクシミリ 0593-29-2909

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で平成16年5月11日（火）から同年6月7日（月）までの午前9時から午後5時まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認

入札参加希望者は、入札説明書（仕様書）で指定した申請書及び入札参加資格に関する証明書類を次のとおり提出してください。なお、書類の提出時にヒアリングを実施します。

期限までに申請書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

なお、参加資格審査の結果については、平成16年6月15日（火）に通知します。

ア 提出日時 平成16年6月10日（木）午前10時から正午までとします。

イ 提出場所 (1)に同じです。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月21日（月）午後2時

イ 場所 三重県四日市市桜町3690 - 1 三重県環境学習情報センター

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 入札書の提出後、直ちに行います。

イ 場所 (4)に同じです。

(6) 契約条項を示す場所

(4)に同じです。

4 入札方法に関する事項

(1) 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとします。

(2) 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

(3) 入札執行回数は、3回を限度とします。

(4) 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(5) 契約保証金

契約保証金は、入札金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(6) 落札者の決定方法

落札者は、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

(7) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は入札説明書 (仕様書) によります。

6 Summary

(1) Products:

Computer system for environmental information system in Mie Prefecture

(2) Delivery Period and Place of Bid (specification) manual

Period : From May 11 (Tuesday), 2004, until same June 7 (Monday) (Saturday and Sunday are removed) From 9 a.m. until 5 p.m.

Place : the following(5)

(3) Date and Place of Submission of Application Forms and Relevant Documents for Qualification and listening comprehension

Date :From June 10 (Thursday) 10a.m. until Midday, 2004.

Place : the following(5)

(4) Date and Place for Submission of Bids and Tenders

Date : June 21 (Monday) 2 p.m.,2004.

Place : the following(5)

(5) Managing Authority

Mie Prefecture Environmental Education Information Center

3690-1, sakura-cho, Yokkaichi City, Mie 512-1211 (Tel:0593-29-2000)

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年三重県規則第84号) 第 5 条の規定により公告します。

平成16年 5 月11日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名称

教職員人事管理システムサーバ機等の借入に係る賃貸借契約

(2) 借入物品及び数量

基幹サーバ (Supresclar SPARC 9 対応機器) 2 台 (据付、配線、調整等一式)

共有ハードウェア 1 式 (据付、配線、調整等一式)

Webサーバ (intel Xeon プロセッサ対応機器) 1 台 (据付、配線、調整等一式)

クライアントPC (A 4 ファイルサイズノート型) 12台

プリンタ 7 台

高速プリンタ 1 台

ネットワーク機器 1 式 (据付、配線、調整等一式)

詳細は、入札説明書 (仕様書) に定めるとおりとします。

(3) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、知事が入札説明書 (仕様書) で指定する特質等を有していることが必要です。

(4) 契約期間

平成16年 9 月 1 日 (水) から平成21年 8 月31日 (月) までとします。

(5) 納入期限

平成16年 8 月31日 (火) 午後 5 時までとします。

(6) 納入場所

三重県知事が別に指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則 (昭和39年三重県規則第15号。(以下「規則」といいます。)) 第60条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 入札参加資格確認申請及び入札時において、三重県物件の買入れ等指名停止措置要領に基づく指名停止を

受けている期間中でない者であること。

(4) すべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示す証明書等を平成16年5月12日(水)から同年6月8日(火)(三重県の休日进行定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。提出された書類に基づき入札参加資格を審査し、その結果については、別途書面で通知します。

(1) 競争入札参加資格確認申請及び誓約書

(2) 入札説明書(仕様書)に示す特質等を有することを示す機能証明書

(3) 当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明する書類

(4) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(5) 納税確認(証明)書

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)の写し

イ 三重県内に本支店又は営業所を有する業者にあつては、「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)の写し

### 4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 人材政策室 公務員制度グループ

担当 竹内、伊藤、坂井

電話 059-224-2959 ファクシミリ 059-224-3040

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成16年5月12日(水)から同年6月8日(火)(三重県の休日进行定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)まで配布します。

(3) 入札書の提出の日時及び場所

日時 平成16年6月22日(火)午後1時30分

場所 三重県津市広明町13 三重県庁本庁舎7階

三重県教育委員会第1会議室

ただし、郵送による入札については、平成16年6月21日(月)午後5時までに、(1)の場所へ書留郵便で必着としてください。

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

イ 入札執行回数は3回を限度とします。

ウ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該

当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

(6) 契約条項を示す場所

(3)に同じです。

5 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は入札説明書によります。

6 Summary

(1) Products:

Computer system for education personnel management system:

Basic server 2 units

Share hardware 2 units

Web server 1 unit

Personal computer (Notebook Type) 12units

Printer 7 units

High-speed printer 1 unit

Network apparatus 1 unit

(including installation, wiring, adjustments, etc.)

(2) Date and hour for the open bidding:

The meeting for the open bidding will begin at 1:30 P.M. on Tuesday, June 22, 2004.

Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Monday, June 21, 2004.

(3) Managing Authority:

Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-Cho, Tsu City, Mie 514-8570

Tel.059-224-2959. Fax. 059-224-3040

毎週火、金曜日発行  
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)  
1箇月 3,000円  
1箇年 36,000円  
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。  
<http://www.pref.mie.jp/>

平成16年5月11日発行  
津市広明町13番地  
三 重 県  
印刷・販売 伊藤印刷株式会社  
〒514-0027 三重県津市大門32-13  
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862